

女子栄養大学香友会規約

第1章 総 則

第1条 (名称)

本会は、学校法人香川栄養学園の同窓会で、女子栄養大学香友会と称する。

第2条 (本部)

本会は、本部を香川綾記念教育交流センター香友会館内に置く。

第3条 (目的)

本会は、第5条の会員で構成し、相互の連携を図り親睦を深め、学園との交流を深めてその発展に寄与するとともに、生涯学習事業及び地域社会に開かれた事業を推進することを目的とする。

第4条 (業務)

本会は、前条の目的を達するために下記の業務を行う。

- (1) 会員名簿の管理及び発行。
- (2) 会誌の発行及び広報活動。
- (3) 会員の親睦及び生涯学習の支援、研修会。
- (4) 地域社会に開かれた諸活動。
- (5) 学園の諸事業に対する後援。
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業。

第2章 会 員

第5条 (会員)

本会の会員は次の種別とする。

- (1) 正会員 女子栄養大学大学院、女子栄養大学、女子栄養大学短期大学部、香川調理製菓専門学校、女子栄養短期大学、香川栄養専門学校、女子栄養学園、香川栄養学校の卒業生で入会手続きをしたもの。
- (2) 学生会員 本会に入会手続きをした在学・在校生。
- (3) 特別会員
 - 1) 社会通信教育修了者で本会に入会を希望し、幹事会において承認され、入会手続きをしたもの。
 - 2) 香川栄養学園の中途退学者で本会に入会を希望し、幹事会において承認され、入会手続きをしたもの。
 - 3) 家庭食養研究会修了者及び栄養生活普及会リーダー講習会修了者で、本会に入会を希望し、幹事会において承認され、入会手続きをしたもの。
 - 4) 香川栄養学園に在職中及び在職していた教職員で本会に入会を希望し、別に定める入会手続きをしたもの。
- (4) 名誉会員 別に定める規定に準じるもので、幹事会より推薦され、総会において承認されたもの。

2. 会員は姓名・住所の変更及び就業先の変更が生じた場合には、本会に届けるものとする。
3. 会員が本会の名誉を毀損し、又は本会の目的、趣旨に反する行為をとった場合には、総会の議を経てこれを除名することがある。

第3章 組織

第6条 (部)

本会には、会長、副会長、幹事長で構成する総務部及び財務部、会員組織部、広報部、研修部、支部支援部を置き、各部の部長は幹事より選出する。

2. 必要に応じ委員会、ワーキンググループを常任幹事会の議を経て置くことができる。
3. 各部の構成と業務内容は別に定める。

第7条 (支部)

本会は、都道府県に支部、海外に同窓生の会を置く。

2. 各支部には支部長を置き、支部長は、支部会員との親睦を図り、本部及び支部間と連携し、会員の研修、地域社会への貢献活動を行う。
3. 支部は、本会の会則に準じ支部運営に関する細則を定め、会長に報告する。
4. 支部は、支部活動を実施する場合、本部から支援を受ける事ができる。支援の内容については別に定める細則による。
5. 支部は近隣地域毎にブロックを定め、地域ブロック単位で活動ができる。

第8条 (法人)

本会には、一般社団法人女子栄養大学香友会を置き、定款により本会の事業、業務を遂行する。

第9条 (事務局)

本会の本部に事務局を設置し、職員を置く。

2. 事務局職員は会長が任命する。
3. 事務局の業務は別に定める細則による。

第4章 役員

第10条 (役員の種類及び定数)

本会には次の役員を置く。

(1) 名誉会長	1名	(5) 常任幹事	若干名
(2) 会長	1名	(6) 幹事	90名以内
(3) 副会長	2名	(7) 監事	2名
(4) 幹事長	1名		

第11条 (役員を選出方法)

役員を選出は次の各項による。

1. 名誉会長は、女子栄養大学学長とする。
2. 会長、副会長、監事は、別に定める役員選挙管理規則により選出し、総会の承認を得る。
3. 幹事は、学校別、学科別、卒業年度別及び支部より選出し、幹事会、及び総会の承認を得

る。

4. 幹事長、常任幹事は、幹事の中から選出する。
5. 役員の選出方法は別に定める細則による。

第12条（役員の任務）

役員の任務は次の各項による。

1. 会長は、本会を代表し、総会及び会の組織・運営を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、欠けたときには、あらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
3. 会長、副会長は、法人の代表理事及び副代表理事に選任されなければならない。
4. 幹事長は、会議の運営を遂行する。
5. 常任幹事及び幹事は、本会運営上の施策を企画立案、事業等の具体化と推進を図る。
6. 監事は、本会の会計及び会務執行の状況を監査する。
7. 役員の職務は別に定める細則による。

第13条（役員の任期）

会長、副会長、幹事、監事の任期は2年とする。但し再任は妨げない。また、欠員が生じ、新たに就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会議及び会員総会

第14条（会議の種類）

会議は会員総会、幹事会、常任幹事会、支部長会等とする。

2. 会議の運営方法は別に定める細則による。

第15条（会員総会）

会員総会は、年に1回開催する。又必要に応じ臨時総会を開催することができる。

2. 会員総会は会長が招集する。
3. 会員総会は、出席者及び有効委任状数あわせて1,000名以上をもって成立する。

第16条（会員総会の権能）

会員総会においては、次の事項を付議する。

- (1) 規約の改正。
- (2) 活動計画、収支予算計画及び事業報告、収支決算。
- (3) 香友会役員の承認。
- (4) その他会長が特に必要と認めた事項。

第17条（幹事会、常任幹事会の構成及び開催）

幹事会は、幹事をもって構成し、原則として年3回開催する。但し会長が必要と認めた時には、目的を明示し、臨時幹事会を開催する。

2. 幹事会は、業務の執行に関する事項、総会に付随する事項、その他必要な事項を付議する。
3. 常任幹事会は、常任幹事で構成し、必要に応じて開催する。

第18条（支部長会の構成及び開催）

支部長会は、会長、副会長、幹事長及び都道府県の支部長並びに海外同窓生の会会長と各長の指名する会員をもって構成し、原則として年1回開催する。

2. 支部長会は、本会の会務の執行に関して、幹事会からの事項について協議するほか、支部間の情報を交換し、相互の連絡調整を図る。
3. 支部長会には、必要に応じて幹事および会員も出席できる。

第6章 資産及び会計

第19条（資産の構成）

本会の運営は、下記の収入を以ってこれに充てる。

- | | |
|---------|------------|
| (1) 入会金 | (4) 基本金の利子 |
| (2) 年会費 | (5) その他の収入 |
| (3) 寄付金 | |

第20条（年会費）

正会員及び特別会員は、年会費を納入する。

第21条（会計年度）

本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

2. 本会の会計は監事による会計監査を行い会員総会にて報告する。

第7章 雑 則

第22条

本規約施行について必要な事項は、常任幹事会で定める。

附 則

本規約は平成16年6月27日より施行する。

本規約は平成22年6月27日より施行する。

本規約は平成24年6月24日より施行する。

本規約は平成25年6月23日より施行する。

本規約は平成26年6月22日より施行する。

本規約は平成27年6月28日より施行する。

本規約は平成28年6月26日より施行する。